

景観計画策定・改定の手引き

～ 再生可能エネルギー施設編 ～

<目次>

1. はじめに	1
2. 景観法の観点からみた昨今の課題	3
(1) 再エネ施設に関する昨今のトラブル事例	
(2) 全国的な傾向	
3. 再エネ施設に対応する景観法の制限	7
(1) 再エネ施設の制限を行う範囲	
(2) 景観法による制限の概要	
(3) 届出行為の基準の工夫	
(4) 景観形成基準の工夫	
(5) 罰則規定	
(6) 提出図書	
4. 景観計画改定プロセス	21
(1) 主な検討内容	
(2) 庁内・住民・関係事業者との合意形成	
5. 他法令との連携	27
6. 参考資料	29

令和8年4月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

1. はじめに

- DX・GXの進展に伴い、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を最大限活用していくことが重要である一方、近年、太陽光発電施設や風力発電施設等の再生可能エネルギー施設（以下「再エネ施設」という。）の設置によって景観の面から懸念が生じている事例が見られます。
- これを踏まえ、政府は令和7年12月に「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を決定し、不適切事案に対する法的規制の強化、地域の取組との連携強化等を進めることとしました。
- 本パッケージを受け、再エネ施設との共生を図るための適切な景観計画の活用を目的とし、景観法を活用した制限の設定方法をマニュアル化しました。

<「景観計画策定・改定の手引き～再生可能エネルギー施設編～」の作成>

・再エネについて、2012年のFIT制度開始以降、特に太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられています。景観上の懸念に対しては、再エネ施設と地域との共生に向けて、他法令による制限の可能性も考慮しつつ、景観法を積極的に活用することが求められます。再エネ施設の景観誘導に向けて、景観法を活用した実効性の高い規制の設定方法をマニュアル化しました。

景観計画策定・改定の手引き

**策定編
(R4.3)**

**改定編
(R4.3)**

特に「再生可能エネルギー施設」の景観誘導に特化

**【本書】
再生可能エネルギー施設編**

**景観計画・まちづくりの
質向上アイデア集
(R5.3)**

<目的と構成>

- ・本手引きは、景観法の趣旨に則り、再エネ施設との共生を目指す地方公共団体における適切な景観計画の利活用の推進を目的として策定しました。
- ・主に地方公共団体（都道府県・市区町村）の景観行政担当者を対象としています。特に、以下のような課題意識を持ち、実効性のある規制・誘導策を求めている自治体での活用を想定しています。

●再エネ施設の設置に伴うトラブルへの対応を迫られている自治体

- ・住民の生活環境や地域の眺望景観、自然景観などへの悪影響が顕在化し、地域の景観資源が損なわれている。
- ・再エネ施設の導入にあたって、地域住民からは上記の観点で不安の声があがっており対応を求められている。

●トラブルの未然防止に向け、現行ルール強化を検討している自治体

- ・現行の景観計画では、再エネ施設に対する具体的な制限基準が定まっておらず、景観誘導上の課題が想定される。

■本手引きの構成

大項目	概要
1. はじめに	本手引きの基本的なスタンスとその活用範囲（対象者・位置づけ）について整理します。
2. 背景と課題	再エネ施設に対して規制や誘導が必要なのか、背景と課題を整理します。福島市先達山における実際のトラブル事例やアンケート調査により把握した全国的な傾向をとおして、景観行政担当者として認識しておくべきリスクと、対策の必要性について紹介します。
3. 再エネ施設に対応する景観法の制限	本手引きのメインとなる章です。景観法の枠組みを最大限に活用し、再エネ施設を実効的にコントロールするための「具体的な技術・手法」を示します。
4. 景観計画改定プロセス	実際に景観計画を改定し、再エネに関連する新しいルールを適用していくためのプロセスを具体的に示します。
5. 他法令との連携	景観法単独では解決できない課題に対し、他法令とどのように連携していくことができるのか、事例を通して紹介します。

2. 景観保全の観点からみた昨今の課題

(1) 再エネ施設に関する昨今のトラブル事例

- ・地域を代表する山並み等における再エネ施設の大規模な造成により、山肌が広範囲にわたり露出し主要な眺望点からの眺望を阻害することや、太陽光パネル等の再エネ施設の形態意匠や反射光が周辺の田園や山並み等の自然景観と深刻な不調和を起こすことで、地域の自然景観が損なわれ、地域の文化的価値の喪失につながった事例が確認されています。

景観への悪影響の例

- 景勝地周辺への設置
- 周辺の自然景観と不調和
- 乱雑・不規則な設置
- 太陽光パネルによる反射・圧迫感 など

トラブルの具体例(福島市先達山のメガソーラー)

- ・福島市先達山のメガソーラー事業では、景観の悪化や太陽光パネルの反射による光害が大きな問題となりました。

●造成工事着手に至るまでと造成工事による景観悪化の経緯

- ・平成30年4月：事業者が県知事に土地売買届出書を提出。
- ・平成31年～令和3年3月：事業者が環境影響評価制度に基づく手続きを実施。
- ・令和3年5月：事業者が景観法第16条第1項に基づく届出が提出。
当該事業については、既に環境影響評価制度の手続きが完了しており、フォトモンタージュによる景観予測等により、景観への配慮がなされているものと判断し、景観法第18条第2項に基づき行為の着手制限を解除。
- ・令和3年11月：事業者は、県知事より林地開発許可が下りたことを受け、造成工事に着手。
⇒造成工事の進行に伴い大規模な森林伐採によって山肌が広範囲にわたり露出し、景観の悪化や災害発生を懸念する声が市に多く寄せられる。
- ・令和5年8月：福島市は、これまでのメガソーラー事業の開発動向を受け、山地への大規模太陽光発電施設の設置をこれ以上望まないとする「ノーモアメガソーラー宣言」を行った。
- ・令和6年1月：事業者が実施した環境影響評価で示されたフォトモンタージュと現況の景観の乖離を市が確認。その後、市から事業者に対し、景観の回復等について、度重なる要請を行ったが、景観予測で示されたフォトモンタージュと同等まで景観が回復するには至らず、地域を代表する自然・眺望景観が大きく損なわれる結果となった。

●景観の悪化と反射光について

- ・景観については、環境影響評価制度において、フォトモンタージュ法による景観予測が行われたが、パネル設置工事が進むにつれ、当初示されたフォトモンタージュと著しく異なる状況が現出した。
- ・反射光については、方法書の段階で、パネルの反射による影響を詳細に検討するよう求めたものの、近隣住居等への反射光の影響は生じないとして環境影響評価項目として選定されず、パネル設置後に市内各所で反射光被害が確認された。

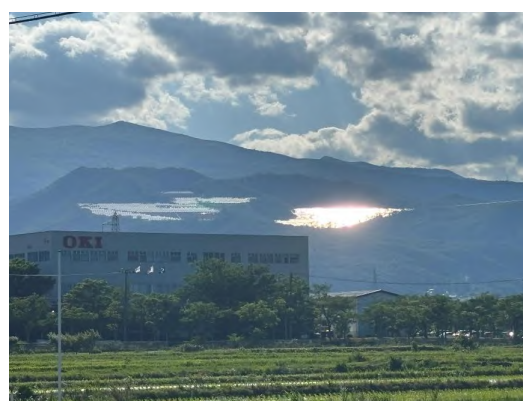
●対応から得られた教訓

- ・福島市では、景観法を活用し一定規模以上の太陽光パネルを特定届出対象行為に規定していたが、地域の文化的景観の保全のためのメガソーラー等に対する明確な基準を有しておらず、定性的な基準での対応には限界があるという課題が浮き彫りとなった。
- ・また、令和7年12月には、先達山における一連の事態を通じて、土砂災害リスク等の安全安心への不安だけでなく、景観を誇りに思う市民のプライドや市民文化の喪失という深刻な状況を重く受け止め、こうした先達山などでの対応から得た教訓を広く全国へ普及されるよう、国へ「福島市の再生可能エネルギー発電施設対応からの教訓を踏まえた国の大規模太陽光発電施設に関する施策・制度に対する提言・要望書」を提出した。

■造成工事による自然・眺望景観の阻害



■太陽光パネルからの反射光



出典：福島市「先達山太陽光発電施設特設ページ

(<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/8/1034/2/3/3800.html>)」



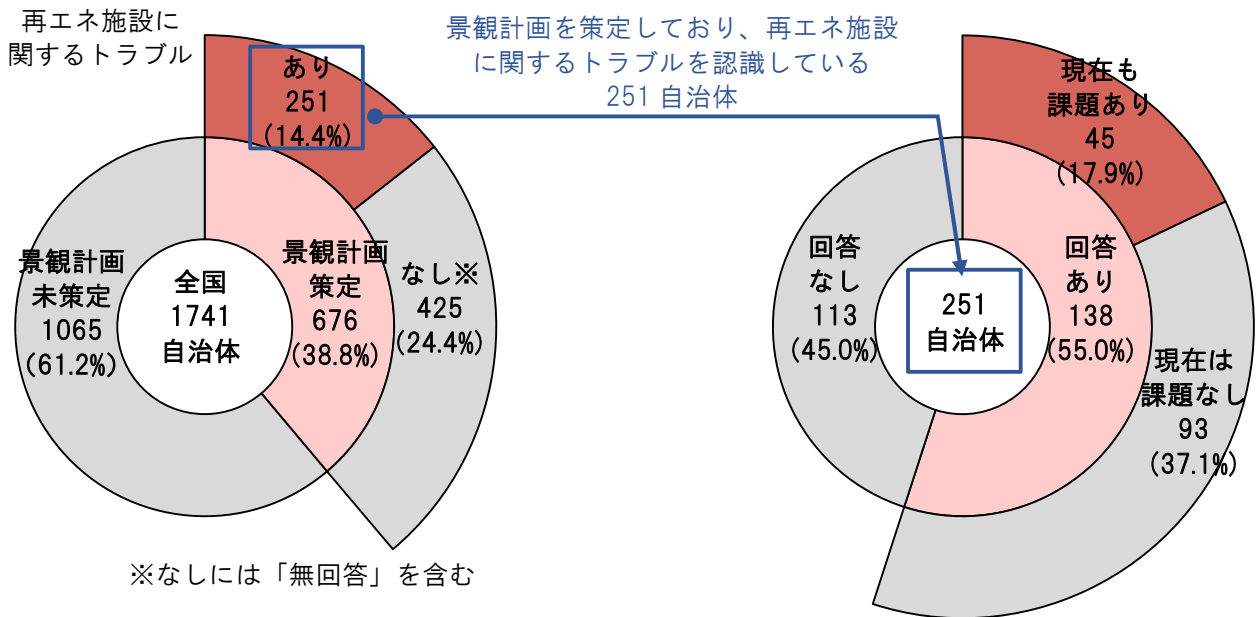
定量的な基準については、本マニュアルの以下を参照してください

- ・届出対象行為：P10～P14
- ・景観形成基準：P15～P18

(2) 全国的な動向

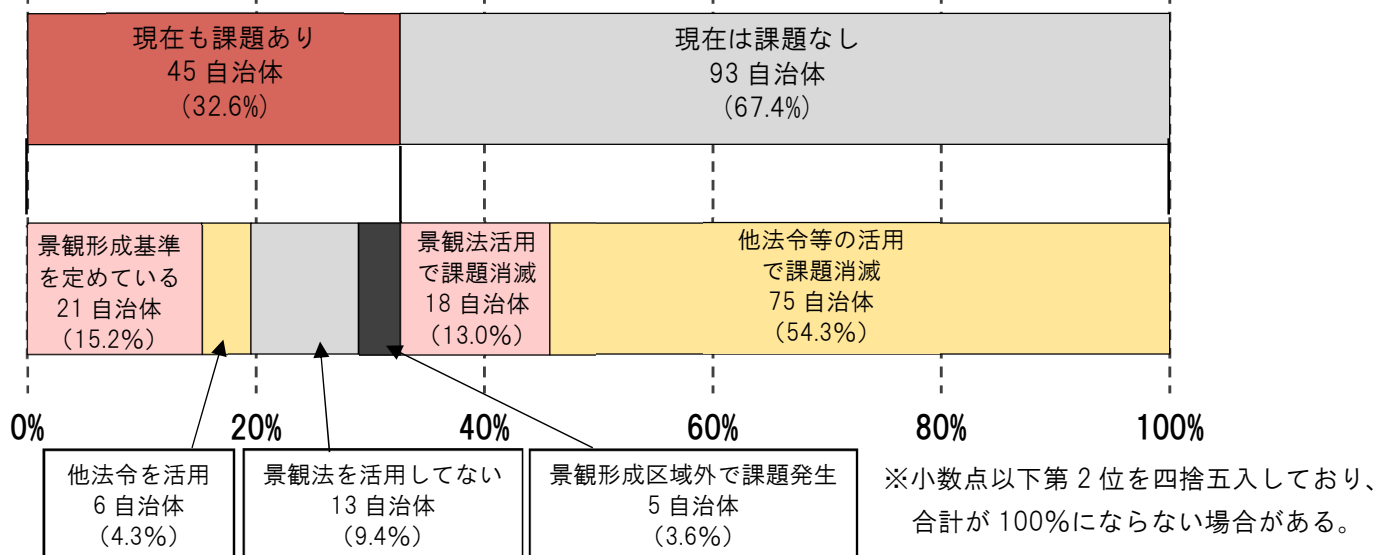
- 国土交通省による全国の自治体（1,741 団体）を対象とした景観計画活用に向けた自治体アンケート調査（令和7年度）によると、景観計画を策定済みの 676 自治体のうち、約 37%（251 自治体）が再エネ施設に関するトラブルや課題を認識しており、うち約 18%（45 自治体）が現在も課題があると回答している、対応が求められている現状が明らかになりました（33 ページ「景観計画の活用に向けた自治体アンケート調査結果追加調査結果」を参照）。

■景観計画の策定状況および再エネ施設に関する課題認識



- 景観法（景観計画）を活用することで、トラブルの解決や未然防止に成功している事例が一定数存在する一方で、景観形成基準等を設定しているにもかかわらず課題が解決されないケースなど、現行の運用の限界を感じている自治体も存在しています。
- 今後は、単に計画を策定する段階から、より実効性の高い具体的な基準へと質を高めていくことが、必要となっています。

■景観計画を策定しており、再エネ施設に関するトラブルを認識している自治体のうち景観法等の活用及びそれによる課題の解消に関して回答のあった 138 自治体の回答結果



【コラム】再エネ施設が地域社会に与える影響

- ・太陽光パネルをはじめとした再エネ施設の設置は、なぜ、時に地域の人々の心を深く傷つけ、強い反発を招くのか。千葉大学の秋田典子教授は、太陽光パネルのある風景について、視覚的な変化以上に、その土地での生業が放棄されたという事実を突きつけるものであるという、地域の持続性や誇りに関わる重要な課題として、地域社会に及ぼす本質的なリスクについて以下のように警鐘を鳴らしています。

●生業とコミュニティの衰退の可視化

- ・農地や山林への太陽光パネルの設置は、単なる土地利用の変更にとどまらず、「当該エリアにおける農業や林業などの生業の衰退」と「生業を維持してきたコミュニティの脆弱化」を明白に示すものであると指摘しています。

太陽光パネルが農地や山林に設置されることは結果的にそれまで当該エリアで営まれてきた農業や林業などの第一次産業が立ち行かなくなったことを対外的に明示することとなる。もちろん、農林業の担い手の高齢化や商品市場の国際化等から産業構造が変化し、それに伴って土地利用が変化することはやむを得ない。

しかし、特に地方都市では農業や林業などの生業による土地利用がその場所の風景そのものを構成しており、それが地域のコミュニティによって維持されてきたという経緯がある。したがって、土地利用の変更は産業の変化だけでなく、共同作業の担い手であるコミュニティの衰退をも同時に示すことになる。¹⁾

●排他的土地利用による人の営みの消滅

- ・太陽光パネルの設置が「人の営みや四季の変化を伴わない無人で排他的な空間」を生み出し、結果として周辺環境や景観との調和を図る意識を希薄化させていると指摘しています。

文化的景観に代表されるように、我々が美しいと感じる景観の1つが、人と自然とのかかわりを通じて生成される四季折々に変化する景観である。農地の春の田植え、秋に農地一面が黄金色になる様子、農地の周囲の豊かな里山、整然と針葉樹が並ぶ青々とした林地の景観。こうした人と自然とが織りなす風景は、それ自体が美しく、人の心を打つ。

これに対し、太陽光パネルは人の営みを伴わず、四季による風景の変化もない。メガソーラーのようにその面積が広大になるほど、無人の空間固有の荒涼とした印象が増大する。

また、太陽光パネルは屋外に設置しなくては機能を果たさない。従来のように屋根面に設置する場合は盗難やいたずらのおそれが低かったが、地面に直接設備を設置する場合、そのエリアに人が入れないように柵等を設けることになるため、更にはその空間の排他性が高まる。¹⁾



人と自然が織りなす風景

参考文献：1)秋田典子「太陽光パネルと景観」、地域生活学研究 第7号（2016年）pp.72-76

※本コラムは、参考文献および国土交通省によるヒアリング（令和8年2月）を基に構成したものです。

3. 再エネ施設に対応する景観法の制限

(1) 再エネ施設の制限を行う範囲

- ・再エネ施設の立地にあたっては、区域内を一律に規制するのではなく、再エネ施設の制限を行う地域に限定して景観誘導を行うことが重要です。本手引きでは、再エネ施設の制限を行う地域の区分とそれぞれの景観誘導の考え方を整理しました。
- ・それぞれの地域の特性に応じて「どのエリアで再エネ施設の景観誘導が必要か」という具体的な場所について、あらかじめ庁内関係部署や地域住民等、再エネ事業者と協議を行い、合意形成を図っておくことが重要です。

① 主要な景観資源の眺望領域内

主要な景観資源（地域のシンボルとなる山並みやランドマーク）への眺望・見通しを確保すべき領域。



[領域の考え方]

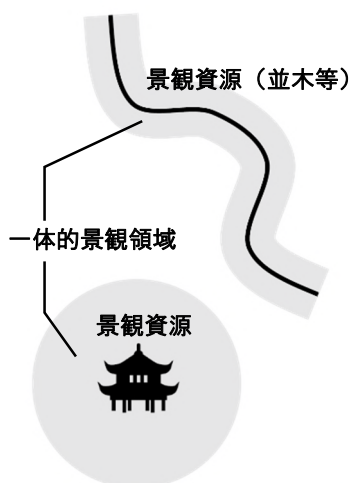
主要な眺望点（展望台、主要道路のビュースポット等）から、景観資源を見通す視界の範囲

[景観誘導の考え方]

眺望領域（主要な眺望点から視認できる場所）内は「再エネ施設が見えないようにする」よう誘導。

② 主要な景観資源とともに一体的に景観を形成する領域

主要な景観資源（歴史的な寺社仏閣や並木道など）とともに一体的に形成された景観を保全すべき領域。



[領域の考え方]

沿道タイプ：主要な景観資源である道路、街道、河川沿いなどから一定距離の範囲（例：道路境界線から両側 200m 以内など）

面タイプ：主要な景観資源から一定距離の範囲

[景観誘導の考え方]

主要な景観資源とともに景観を形成する構成要素（領域内）から「再エネ施設が見えないようにする」よう誘導。

③ その他のエリア

上記①②以外の地域であり、形態意匠など一定の配慮のもとで再エネ施設の制限を行うエリア。

きめ細かい届出対象行為及び明確な景観形成基準を設定



【コラム】地形による再エネ施設の景観誘導の考え方

- ・特に、市街地の背景となる山並みや丘陵地の斜面に設置される太陽光発電設備等の再エネ施設は、遠くの展望地や幹線道路をはじめとした公共施設等の広範な眺望点から大きく望見され、景観が大きく損なわれる恐れがあります。
- ・また、平面地であれば、敷地境界から後退させ周囲に植栽を設ける等の修景措置によって、周辺から見えないようにすることができます。しかし、斜面地では再エネ施設が斜面に沿って壇状に配置されるため、遠方の眺望点から見た際に植栽等では設備全体を覆い隠すことが困難です。したがって、地形そのものを考慮して、適切な景観形成基準を活用し、景観誘導を行っていく必要があります。

(2) 景観法による制限の概要

- ・市町村等（景観行政団体）は地域の実情に応じて、景観計画の中で再エネ施設設置行為を「届出対象行為」として指定し、再エネ施設に対して「景観形成基準」を設定することで一定の制限が可能となります。

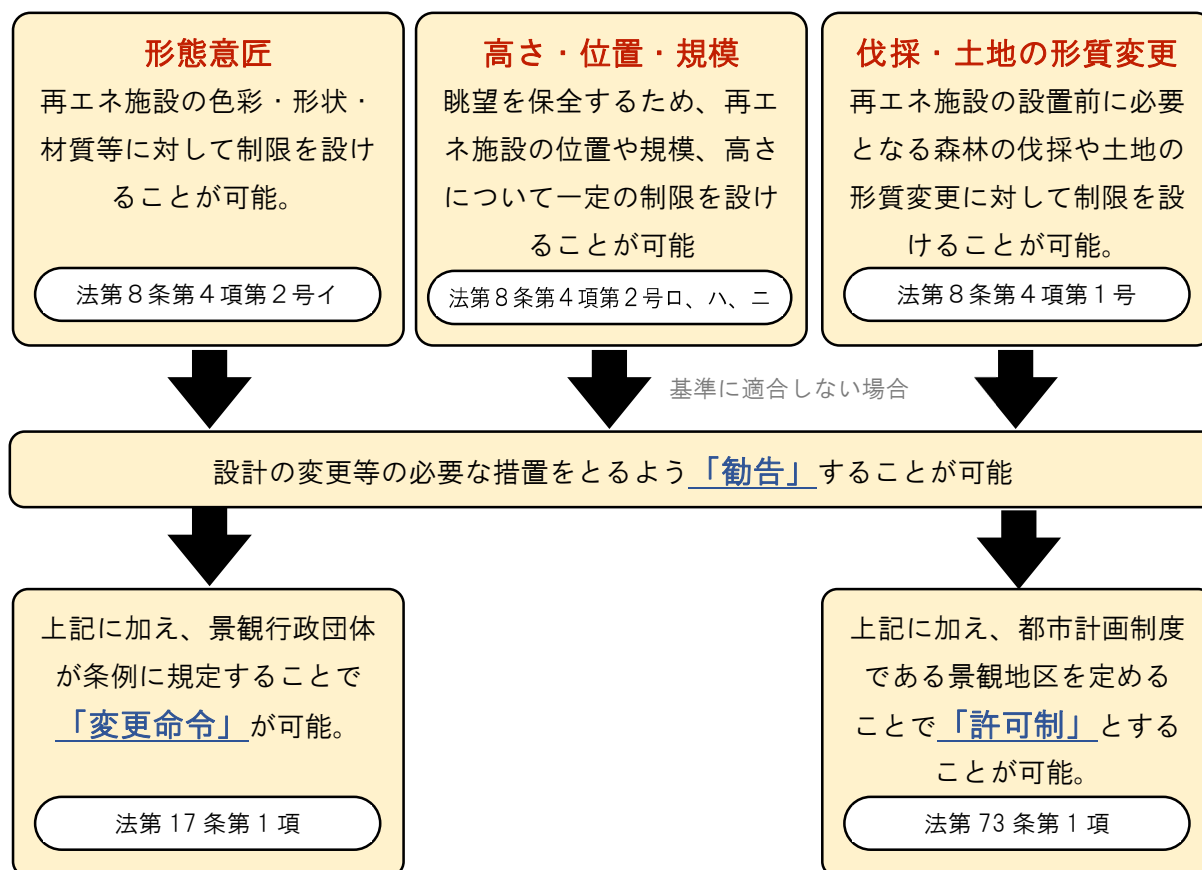
1) 届出対象行為の指定

- ・再エネ施設の建設等は、工作物としてまたは景観行政団体の条例において指定することで、「届出対象行為」とすることが可能です。また、再エネ施設の種類や特性に合わせて、届出の基準（面積・高さ等）を設定することが有効的です。

景観法第 16 条第 1 項 2 号・4 号

2) 景観形成基準

- ・「届出対象行為」とする再エネ施設に対しては、以下のような景観形成基準を設定することが可能です。また、事業者の計画が景観形成基準に適合しない場合、行政は段階的に勧告、変更命令等の措置を講じることが可能です。



※罰則規定は 19 ページ参照

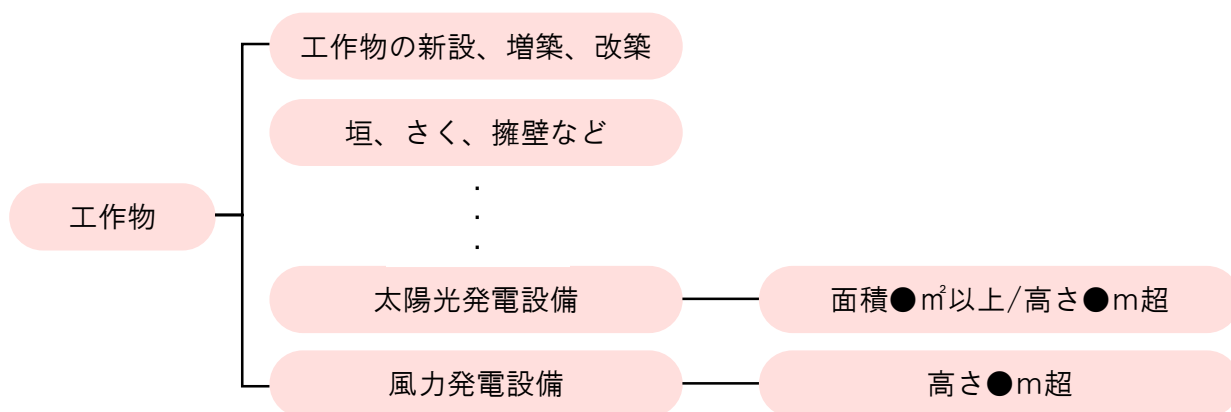
事前協議による二重規制に注意

- ・よりよい景観に誘導するため、多くの景観行政団体が景観法に基づく届出の前に、事前協議の機会を設けています。事前協議の方法は景観行政団体によってさまざまです。
- ・しかし、事前協議で行為の制限の適合状況を審査するのは二重規制にあたり、法の比例原則（達成されるべき目的とそのために取られる手段としての権利・利益の制約との間に均衡が求められるという原則）に反するとの指摘があり注意を要します。

(3) 届出行為の基準の工夫

- ・ 前述のとおり、建築基準法上の建築物に該当しない再エネ施設及びその附属設備は、景観行政団体の条例において工作物として位置づける等、その建築等を届出対象行為に指定することで、景観誘導を行うことが可能です。
- ・ 再エネ施設の建築等を届出対象行為に指定するにあたっては、「その他の工作物」として一括りにするのではなく、再エネ施設の種類ごとに独立した項目を設け、特性に応じて「高さ」と「面積」の基準を使い分けることが望ましいです。これにより、種類に応じて適切に影響があるものに対して届出を求めることが可能となるうえ、事業者が届出の必要性を認識できるようになり、適切な景観誘導が可能になります。

■ 届出行為の基準のイメージ



【コラム】届出対象規模の考え方例

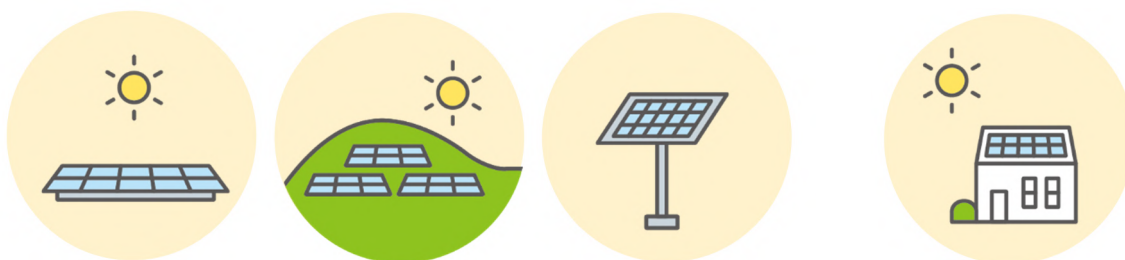
- ・ 国土交通省による景観計画活用に向けた自治体アンケート調査（令和7年度）を活用し、既に太陽光発電設備の届出基準を設けている自治体の傾向を分析すると、工作物の届出対象規模の面積・高さとも、類似する法令に基づく数値や届出基準と同程度の数値を基準として設定していることが多いことが分かりました。

1) 太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備は、土地に自立して設置される地上設置型（野立て）や高架・支柱型、建築物に付帯して設置される屋根置き型などさまざまです。
- ・届出行為の基準を設定する際は、それぞれの地域で景観上の課題となっている施設形態を明確にすることが重要です。

■太陽光発電設備の分類

地上設置型（平面） 地上設置型（斜面） 高架・支柱型 建築物に付帯
（ソーラーカーポート等） （屋根・屋上・壁面等）



工作物

建築物*

※建築物の届出行為の基準が適用される

■届出対象行為の基準の考え方

	基準の例	設定のポイント
面積	太陽電池モジュール等 ^{※1} の築造面積 ^{※2} ※1 太陽光モジュール（パネル）及び付属施設（パワーコンディショナ、キュービクル、送電施設、蓄電池等）、パネル間隔を含めた外郭 ※2 工作物の水平投影面積	<p>●対象面積の考え方 基準を設定する際の対象面積の考え方はさまざまあり、既存の条例や他法令との横並びなどから、各自治体における運用のしやすさを考慮し、最適なものを選択、あるいは組み合わせて設定することが考えられます。</p> <p>●基準の考え方 太陽光発電設備の届出対象行為の面積の基準は10㎡～5,000㎡まで幅があり、「1,000㎡以上（約5割）」が最も多く、次いで「500㎡（約2割）」が多く見られました^{※5}。 設定にあたっては、事務負担とのバランスを考慮する必要があります。一律の基準とするのではなく、地区の重要性に応じてメリハリをつけることがポイントです。</p> <p>※5 国土交通省が実施した「景観計画の活用に向けた自治体アンケート調査（R7）」において「再エネ設備の設置に対し、景観計画や景観条例に基づく審査・届出を義務付けている」と回答した155自治体に対する調査結果。太陽光設備が一般工作物に含まれる場合も含む。（R7.11時点）</p>
	太陽電池モジュールの設置面積 ^{※3} ※3 パネル（モジュール）単体の面積に枚数を乗じたパネルの総面積（隙間や架台の空間は含まない） （例：1枚あたり1.9㎡×530枚＝1,007㎡）	
	太陽光発電事業の事業区域面積 ^{※4} ※4 事業を行う一段の土地（管理道や緑地・修景施設を含む）	
高さ	最下部から最上部までの高低差	<p>●対象高さの考え方 斜面地を含む不整形な土地に設置される場合を考慮し、太陽光発電設備における「高さ」は、単に地盤面からの高さとし、最も条件の厳しい「最下部から最上部までの高低差」として設定することが考えられます。</p>

※届出対象行為の基準は、高さや面積など視認できるものとし、発電量・用途等、景観阻害要因になりえない項目は設定できないことに留意。

【参考】高さの基準の考え方

- ・太陽光発電設備独自の基準を作らず、「一般工作物（煙突、鉄塔、広告塔など）」の基準（13m や 15m）を太陽光発電設備にも適用する事例が多く見られますが、太陽光発電設備単体（地上設置型、高架・支柱型）では、2～4m 程度としている自治体が多く、高さが 13m を超えるケースは稀です。そのため、太陽光発電設備独自の高さ基準を設定する必要性があり、近年では、太陽光発電設備の特性に合わせた基準を設定する自治体も増えています。

掲載例（栃木県さくら市）

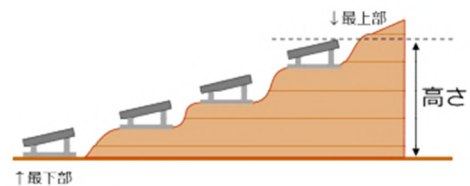
- 工作物を 14 項目に区分し、届出対象規模の高さについて「煙突、排気塔等」などの工作物は 10m を超えるものとしているところ、「再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物」は 4 m を超えるものとし、太陽光発電設備の特性に合わせて基準を設定している。

掲載例（滋賀県）

- 太陽光発電設備の届出対象規模について、重要区域（景観重点地区）でより厳しい基準を設定しています。さらに、太陽光発電設備を平面型、支柱型に区分し、平面型では「高さ 1.5m を超えるもの」、支柱型では「高さ 5.0m を超えるもの」とそれぞれに基準を設けています。
- また、太陽光発電設備等の高さを「最下部から最上部までの高低差」と定義しています。

■土地に自立して設置する太陽光発電設備等太陽光発電設備等の届出基準

区域	型	届出基準
重要区域（沿道景観形成地区・河川景観形成地区）	平面型	高さ 1.5m を超えるもの、または太陽光発電設備等のモジュール等面積の合計が 100m ² を超えるもの
	支柱型	高さ 5.0m を超えるもの、または太陽光発電設備等のモジュール等面積の合計が 100m ² を超えるもの
一般区域（重要区域以外の区域）	平面型・支柱型	高さ 13m 以上のもの



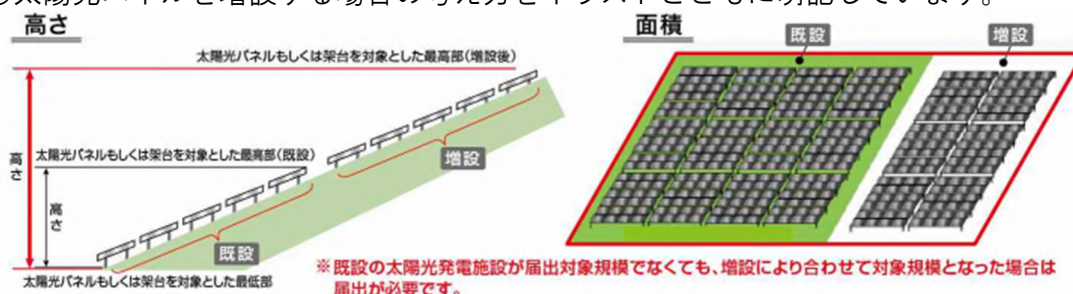
出典：滋賀県景観計画ガイドライン太陽光発電設備等編(R5.4.1)

【参考】増設の場合の考え方

- ・当初は届出対象規模未満の面積や高さで設置し、その後に太陽光パネルを増設することで、規制規模以上になる太陽光発電設備の設置に対して、増設分の高さや面積だけで判断してしまうと、小規模な増設の場合は届出対象外となり、行政による景観形成基準への適合審査なしに設置されてしまいます。そのような事態を防ぐために、既設分と増築分の合計面積で届出規模を判断する旨を明記することが必要です。

掲載例（熊本県）

- 太陽光パネルを増設する場合の考え方をイラストとともに明記しています。



出典：熊本県太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン(R4.3)

【参考】同一敷地・一団地の考え方

- ・隣接する太陽光発電設備の間に道路や河川、高低差（段差）がある場合に、敷地が分割されることで、実質的には大規模な太陽光発電設備であるにもかかわらず、届出対象規模未満として届出が行われないことが懸念されます。
- ・同一とみなせる申請者が、相互に近接する土地において、複数の太陽光発電設備の申請を行う場合においては、同一敷地内における行為として扱う旨を明記することが必要です。

掲載例（福岡県久留米市）

○「太陽光発電設備の設置」を届出対象行為として明記し、規模の算定の際の同一敷地又は一団地の考え方の具体例を明記することで、届出漏れの防止の工夫を行っている。

■同一敷地又は一団地における届出が必要な場合の具体例

（例1）建築物がある敷地内に自立タイプを増設する場合

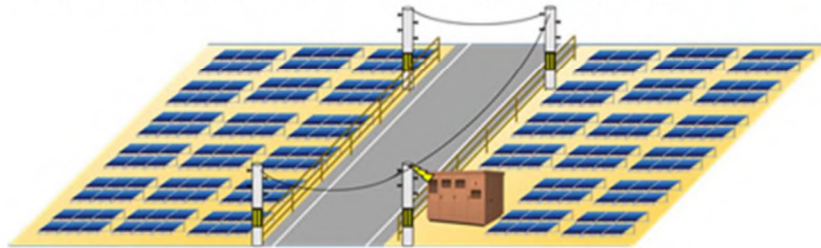
屋根：50㎡ + 自立：200㎡ ≧ 合計250㎡ <届出対象>



（例2）道路で敷地が分断されている（一体利用と判断する）場合

①受電設備等附属設備を一体的に利用している場合 <届出対象>

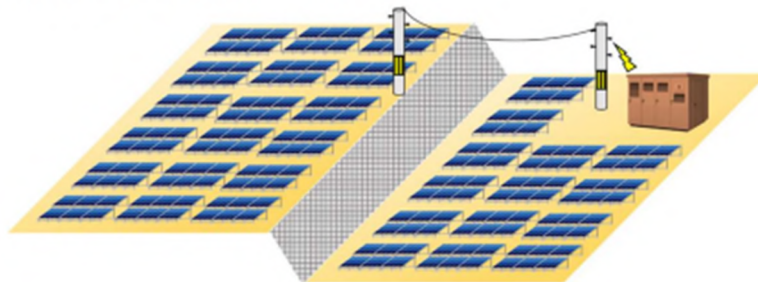
②幅員4m未満の道路で敷地が分断されている場合 <届出対象>



（例3）高低差で敷地が分断されている（一体利用と判断する）場合

①設置者（所有者又は管理者等）が同一の場合 <届出対象>

②同一時期に設置される場合 <届出対象>



出典：久留米市景観計画届出の手引き（太陽光発電設備編）（R6.6.1 改正）

2) 風力発電設備

- ・風力発電施設は相当の高さを有し、かつ、発電に適した条件から洋上や海岸線、高原などの見通しの良い場所に設置される場合が多く、単体であっても広範囲の眺望景観に影響を与えます。
- ・届出行為の基準を設定する際は、個別単位で届出の対象となるよう「高さ」を主要な指標として設定することが望ましいです。

■届出対象行為の規模の考え方

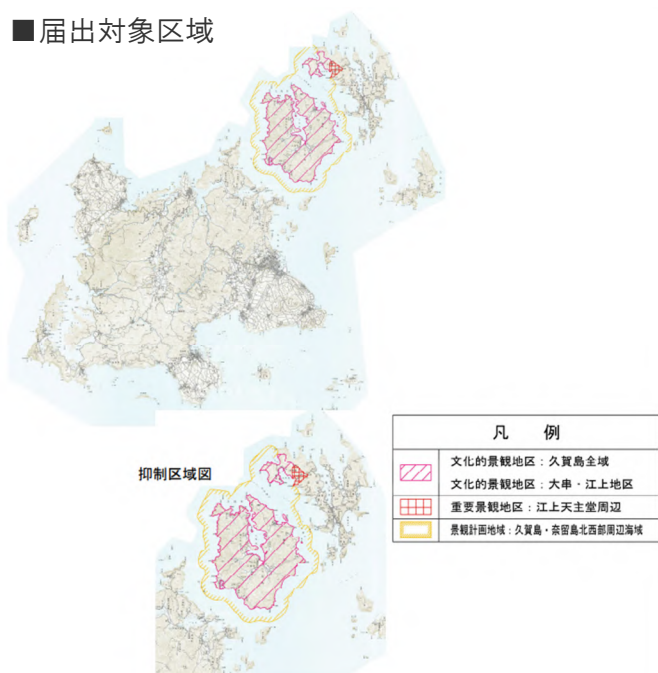
規模の例		イメージ
高さ	<p>地盤面又は海水面から最高部※までの高さ</p> <p>※ブレード（羽根）先端の最高到達高</p>	<p>●対象高さの考え方 風力発電設備の高さは、一般的にハブ高さ（ブレードの回転中心までの高さ）とブレード先端の最高到達高さが用いられるため、どちらを指すのか定義が必要です。</p> <p>●基準の考え方 周辺のスカイラインから突出し、眺望景観に影響を与えるものであるかどうかという視点から、一般的な工作物の高さの基準を適用することが考えられます。</p>

【参考】届出対象区域の考え方

- ・景観計画区域に海域を含めていない自治体では、洋上風力発電設備は届出対象外となります。
- ・景観計画区域は「景観計画を定める土地と一体的に良好な景観を形成すべき、河川、湖沼や、海岸、港湾又は漁港に隣接する水面」を含めて指定することで洋上風力発電設備も届出対象とすることが可能です。

掲載例（長崎県五島市）

- 届出の対象となる区域を「五島市全域及び久賀島・奈留島北西部周辺海域」とし、海域までを含めて指定することで、洋上風力発電設備も届出対象行為に含めています。
- 届出対象行為について「陸上風力発電施設」と「洋上風力発電施設」を区分し、それぞれ届出対象規模を「地上より施設の最高点が13mを超える風力発電施設」、「全ての洋上風力発電施設」と設定しています。



出典：五島市景観計画(R3.1)

(4) 景観形成基準の工夫

● **定性的な基準ではトラブルを防ぐことが難しいので、明確な基準にすることが望ましいです。**

- ・ 景観計画では、周辺景観との調和といった裁量的・定性的な規定による制限を行うことも可能です。しかし、再エネ施設を景観誘導する観点では、定性的な基準はその解釈や運用の考え方に幅を生み、「事業者としては配慮したつもりだが、地域住民や行政にとっては不十分である」というトラブルの原因となることが懸念されます。
- ・ トラブルを防ぎ、事業者との協議をスムーズに進めるためには、客観的かつ明確な基準へとすることが望ましいです。

● **眺望に対して制限をかけることが望ましいです。**

- ・ 景観法に基づく制限は、個人の財産権に対する制約となるため、「公共の利益の保護」を目的に個人の財産権を不当に制限しない範囲で景観形成基準を設定することができます。
- ・ 再エネ施設についても、眺望対象に影響を及ぼす範囲において視認されないように設置するなど、眺望に対する制限をかけることが望ましいです。

● **地域の景観上の特性に応じたメリハリのある基準にすることが望ましいです。**

- ・ 主要な眺望点からの眺望や見通し等の確保の観点から、眺望点等から視認される範囲に制限を限定するなど、対象施設の設置が一切できなくなるような過度な制限とならないよう、地域や対象とする景観の重要度に応じてメリハリを持って基準を設定することが重要です。

① **見えないようにする（位置・規模・高さ）**

- ✓ 保全すべき良好な景観がある区域においては、再エネ施設が異質なものと見える可能性があります。このような場合、当該施設の高さや規模に上限を設けたり、樹木等の設置を義務づけてりするなど、主要な眺望点や視点場から眺望対象に影響を及ぼす範囲に当該対象施設が視認されにくくなるよう、見え方についての景観形成基準を定める方法が考えられます。

② **目立たないようにする（形態意匠）**

- ✓ 地形的な制約等により、やむを得ず眺望対象に影響を及ぼす範囲に当該対象施設が視認される場合には、形態、色彩その他の意匠等に関する基準を設定することが望ましいです。これらの工夫は、あくまで当該対象施設が見えてしまう際に周辺の景観と著しく不調和とならないようにするための補足的な対応と考えます。

■ エリア別景観形成基準の考え方

保全景観	エリア	位置・規模・高さ	形態意匠	伐採・土地の形質変更
眺望景観	主要な景観資源の眺望領域	○主要な眺望点から見えないようにする。やむを得ない場合は、目隠し等修景を施す。 ・位置・規模	○目立たせないかつ周辺と調和させる。 ・色彩（マンセル値の指定等、具体の基準を記載） ・素材（素材の具体例を提示） ・形態意匠	○主要な眺望点から見える場所の一定規模の木竹の伐採や土地の形質変更を制限する。
	主要な景観資源とともに一体的に景観を形成する領域			
その他景観	その他のエリア	○できる限り周辺景観への影響等を低減させ、目隠し等修景を施す。 ・位置・規模 ・壁面の位置		

1) 位置・規模・高さ

<考え方>

- ・位置・規模・高さの基準は、眺望や見通し等の確保や圧迫感の軽減の観点から重要な要素です。「配慮する」といった裁量的な表現を避け、具体的な記述に改めるとともに、エリアの特性や保全すべき良好な景観の内容に応じて制限の強度にメリハリをつけることが重要です。

ポイント① エリアの特性に応じたメリハリ

- ✓ すべての場所を一律に規制し対象施設の設置が一切できなくなるような過度な制限とならないよう、主要な眺望点から当該施設が視認される範囲に限定して再エネ施設が視認されないように、見え方についての基準を定めるなど、制限にメリハリを図ることが望ましいです。



ポイント② 一義的・定量的な表現

- ✓ 「眺望に配慮」や「圧迫感の軽減」といった裁量的・定性的な基準ではなく、「眺望点から見えない位置・高さ」や「高さ●m以下」、「敷地境界から●m後退」といった一義的・定量的な基準を定めることが望ましいです。

ポイント③ 原則と例外の場合の併記

- ✓ 地形上の制約等により、主要な眺望点からやむを得ず眺望対象に影響を及ぼす範囲に当該対象施設が視認される場合も想定されることから、事業者が対策を講じやすいよう、やむを得ない場合の修景措置等の具体的な手法を併せて記載することが望ましいです。

<参考例>

 <p>改善が望ましい (定性的)</p>	<h4>眺望景観の保全</h4> <p>○眺望に配慮した位置・規模とする。</p>	<h4>その他景観の保全</h4> <p>○道路等の公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図る。</p>
 <p>良い例 (一義的・定量的)</p>	<h4>眺望景観の保全</h4> <p>○主要な眺望点から、見えないようにする。 <u>やむを得ず見える位置に設置する場合は、植栽等により目隠しをするなど修景を行う。</u> ○高さは●m以下とする。</p>	<h4>その他景観の保全</h4> <p>○道路等の公共空間から望見できる位置に設置する場合は、圧迫感の軽減を図るため、<u>敷地境界線から[●m/できる限り]後退させるとともに、植栽等により目隠しをするなど修景を行う。</u></p>



地域ごとに設定する制限にメリハリをつけ、主要な眺望点から見えない位置に設置することを原則として、やむを得ない場合の修景についても指定する内容となっています。

2) 形態意匠

<考え方>

- ・再エネ施設は、工業製品であるためデザインの自由度は限られますが、「色彩」や「反射」といった要素が景観に与える影響を鑑み、基準を定める際は、誰もが同じ解釈をできるように一義的・定量的に規定することが重要です。

ポイント① 一義的・定量的な表現

- ✓ 「周辺と調和」といった裁量的・定性的な規定だけでは解釈や運用の考え方に幅ができてしまいます。例えば、「黒又は濃紺色」「同系色」「低明度・低彩度」などと色相やトーンを限定するなど可能な限り客観的かつ明示的な内容とすることが望ましいです。また、参考写真などを掲載することも有効です。


ポイント② 付属設備まで網羅


- ✓ 例えば太陽光発電設備であれば、パネル（モジュール）本体だけでなく、その他の目立ちやすいフレーム（枠）やフェンス等の付属施設まで言及し、設備全体の景観誘導を図ることが望ましいです。

ポイント③ 機能の指定

- ✓ 色彩だけでなく、周辺へのトラブルの元となる要素に対しても具体的な機能要件を基準に盛り込むことが望ましいです（例えば太陽光発電設備であれば、反射光を防ぐため、低反射・防眩処理など）。

<参考例>

 <p>改善が 望ましい例 (定性的)</p>	<p>【色彩】</p> <ul style="list-style-type: none">○色彩は、周辺と調和したものとする。 <p>【素材】</p> <ul style="list-style-type: none">○周辺との調和に配慮した素材を使用すること。
--	---

 <p>良い例 (一義的・ 定量的)</p>	<p>【色彩】</p> <ul style="list-style-type: none">○<u>太陽電池モジュールの色彩は、黒又は濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。</u>○太陽電池モジュールのフレーム及び架台の色彩は、モジュール部分と同系色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。○パワーコンディショナ、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、周辺景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないもので統一すること。 ※明度・彩度については、マンセル値を示すなど、具体的に示すことが望ましい <p>【素材】</p> <ul style="list-style-type: none">○<u>太陽電池モジュールの素材は、低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを</u>使用するとともに、周囲への反射光の影響を低減するよう努めること。 <p>【形態意匠】</p> <ul style="list-style-type: none">○太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とすること。○太陽電池モジュールは、文字、絵、図等の模様が目立たない又は描かれていないものを使用すること。
---	--



パネルだけでなく、フレームやパワコン等の付属設備まで色彩の配慮事項を明記していると同時に、具体的な色彩や素材を指定する内容となっています。基準を記載した上で、イラスト等で具体のイメージを共有することも重要です。

3) 伐採・土地の形質変更

<考え方>

- ・一度失われた森林や独自の地形などの自然景観を元の姿に戻すことは極めて困難です。再エネ施設の設置前に必要となる森林の伐採や土地の形質変更に対して制限を設けることで、森林等の自然景観を保全することが可能です。
- ・さらに、景観上特に重要なエリアにおいては、都市計画決定による景観地区を指定することで、適合しない計画を「不許可」とすることで、より実効性の高い規制を行うことができます。これらをエリアの特性に応じて使い分けることが重要です。


ポイント① 伐採・土地の形質変更の抑制


- ✓ 景観地区においては、主要な眺望点からの眺望景観を阻害するなど、地域の特性に適さない対象施設が設置されることにより、地域の良好な景観の形成が阻害される場合に、当該施設の設置に先立って行われることとなる土地の形質変更や木竹の植栽または伐採を許可制とすることで、基準に適合しない計画を不許可とすることができます。

ポイント② 代替植栽等の義務付け

- ✓ やむを得ず伐採した場合に代替植栽を義務付けることや、土地の状況の原状復旧を条件とすることで、木竹の伐採後の放置を防ぎ、将来的な景観の再生を担保することができます。

<参考例>

 <p>改善が望ましい例 (定性的)</p>	<p>○木竹の伐採は必要最小限に抑える。</p>
---	--------------------------

 <p>良い例 (一義的・定量的)</p>	<p>○主要な眺望点から見える場所の木竹の伐採は原則的に避けること。 ○<u>やむを得ず伐採する場合は、その範囲を必要最小限とするとともに、これに代わる植栽を行うこと。</u> ○大規模な伐採はできる限り避け、伐採の位置は遠方からの望見に配慮するなど、主要な眺望点からできる限り見えない場所とすること。やむを得ず見える場合は、その範囲を最小限とすること。 ○伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮すること。 ○木竹の伐採範囲は●㎡以下とする。</p>
--	--

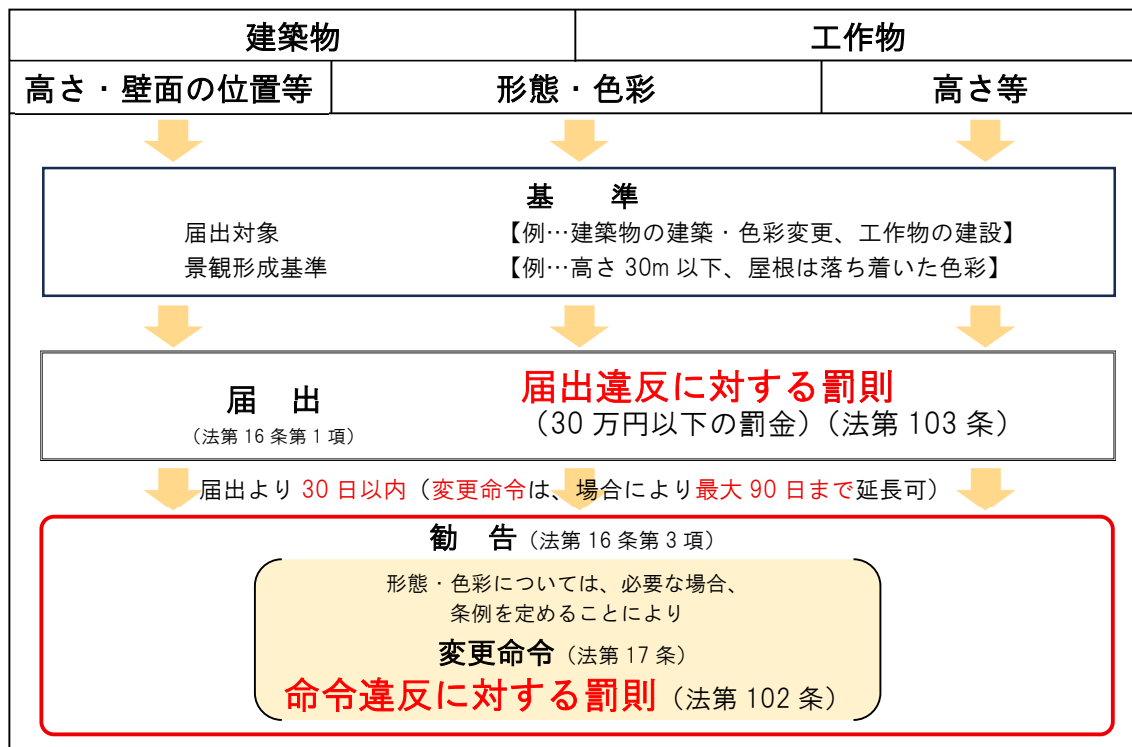


重要なエリアを明記し、原則「伐採を避ける」とすることで、眺望景観の阻害を一定程度防ぐことができます。

(5) 罰則規定

- ・景観法に基づく届出制度の実効性を担保するため、法律により以下の罰則が規定されています。これらの罰則規定を景観計画やガイドラインに明記し、事業者に周知することで、景観形成基準への違反に対する抑止力として機能させることが考えられます。

■景観法に基づく届出等の流れ



出典：「景観法アドバイザーブック」(国土交通省)

■罰則等について

罰則の対象	罰則の内容	法
届出違反に対する罰則	30 万円以下の罰金	法第 103 条
変更命令に従わなかった場合の罰則	50 万円以下の罰金	法第 102 条
	原状回復命令	法第 17 条第 5 項
原状回復命令に従わなかった場合の罰則	一年以下の懲役または、 50 万円以下の罰金	法第 101 条

(6) 提出図書

- ・届出制度において提出を求める図書は、形式的な要件確認にとどまらず、数値による客観的な検証や視覚的な景観への影響の確認を行うためのツールとなります。景観法施行規則で定めている提出図書以外に、特に、再エネ施設設置において重要と考えられる提出図書の例を下表に示しています。

■提出図書の例

資料	概要
再エネ施設の築造面積 高さの算出根拠資料	求積図 ※一団の土地の範囲、分割がある場合は合算の根拠を含む 断面図 ※斜面地の場合は、地盤面最下部からの高さが確認できる
再エネ施設の仕様等が分かる資料	製品カタログ等 ※外観、寸法が確認できる ※マンセル値（色相・明度・彩度）が確認できる ※太陽光パネルの場合は、低反射性（防眩仕様等）が確認できる
付属設備等の色彩が分かる資料	製品カタログ等 ※パソコン、キュービクル、蓄電設備、配線、施設の保護柵を含む ※太陽光パネルはフレームや架台に関する資料を含む ※それぞれのマンセル値（色相・明度・彩度）が確認できる
完成予想図	パース図及びフォトモンタージュ ※最終的な仕上がりイメージを共有し、景観への影響や配慮について評価を行うため作成 ※撮影地点及び画角については、事前に市（担当部署）と協議の上、選定

参考視点場(眺望点)の設定

- ・完成予想図（フォトモンタージュ等）の作成にあたっては、事業者が任意に撮影地点を選定するのではなく、景観行政団体（市区町村等）が主要な視点場を指定する必要があります。
- ・例えば、主要な視点場について、景観計画やガイドラインの中で具体的な名称をリスト化し、地図に落とし込んでおくことで、事業者への指示がスムーズになります。

掲載例（三重県）

- 三重県では、フォトモンタージュの提出を求めるとともに、「主要な視点場や、景観への影響が想定される地点（任意）から行為地方向に撮影した写真に太陽光発電施設を合成したもの」としています。
- さらに、主要な視点場について、位置図を作成し、公表しています。



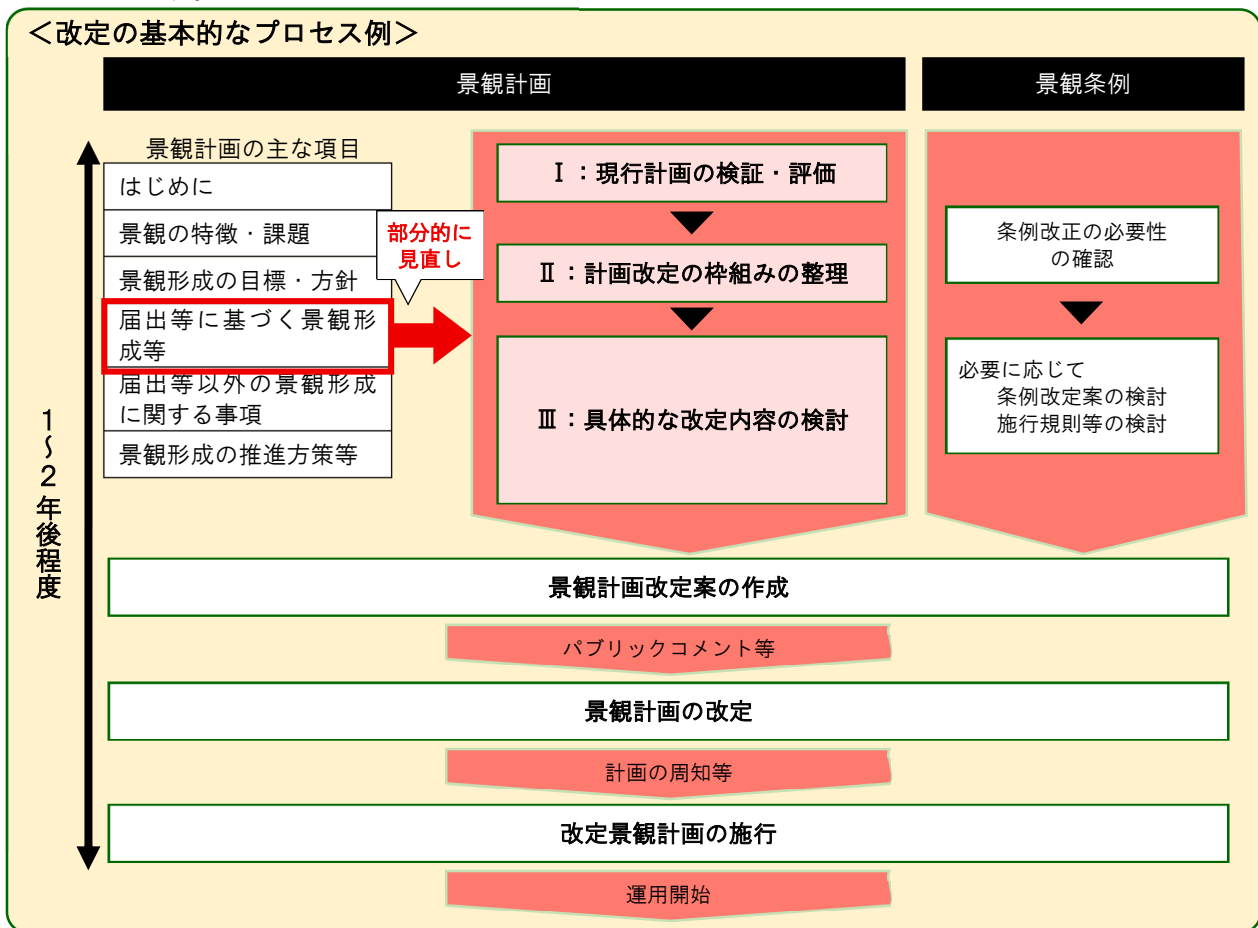
出典：三重県資料「三重県景観計画区域内主要な視点場位置図」
(<https://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/shitenba/index.shtm>)

4. 景観計画改定プロセス

- ・景観まちづくりの質向上を図り、近年増加する太陽光発電設備をはじめとした再エネ施設による景観問題に対応するために、景観計画の改定に取り組む際に重視すべき検討のポイントを整理します。

●部分改定の積極的な活用

- ・制限の適用にスピードが求められる場合、計画の全体的な見直しを行う「全面改定」ではなく、当該設備に関する届出等に基づく景観形成等の基準設定等の計画内容変更に絞った「部分改定」を行うことも有効です。下図に示すとおり、景観計画の改定には、検討開始から手続きを終えるまでに1年～2年程度を見越しておく必要がありますが、部分改定とすることで検討にかかる期間を短縮できる場合があります。
- ・景観計画の改定に加え、補足的に望ましい設置手法を示したガイドラインを策定することも考えられます。



●景観条例の改正が必要になる場合があります

- ・景観法で条例に委任されている項目は次ページに記載しています。計画の改定に伴いこれらの修正が必要な場合には、計画の改定に合わせて条例の改正も必要になります。
- ・再エネ施設の設置行為等について独自の届出対象行為の規模要件（敷地面積や高さなど）を設定する場合等、条例で定める届出対象行為の適用除外を見直す必要があります。
- ・また、条例で「特定届出対象行為」に指定することにより、変更命令等の措置をとることが可能です。

■景観法に基づき条例で定めることができる事項

(景観行政団体が定めることができる事項)

該当条文	事項
第8条第4項1号 第16条第1項4号	届出対象行為の追加
第9条第7項	景観計画の策定手続の追加
第11条第2項	景観計画の提案ができる団体の追加
第16条第7項11号	届出等の適用除外行為の追加
第17条第1項	特定届出対象行為の指定
第21条第2項	景観重要建造物の標識の表示方法
第25条第2項	景観重要建造物の管理の基準
第30条第2項	景観重要樹木の標識の表示方法
第33条第2項	景観重要樹木の管理の基準

(市町村で定めることができる事項)

該当条文	事項
第67条	景観地区における認定審査手続の追加
第69条第1項5号	景観地区内の建築物の形態意匠の制限等について、適用除外の対象となる建築物の追加
第72条第1項 第72条第2項	景観地区工作物制限条例の制定
第72条第3項	景観地区工作物制限条例による認定審査手続の追加
第73条第1項	景観地区開発行為等制限条例の制定
第75条第1項	準景観地区における建築物・工作物の規制基準の制定
第75条第2項	準景観地区開発行為等制限条例の制定
第76条第1項 第76条第3項	地区計画等形態意匠条例の制定
第76条第4項	地区計画等形態意匠条例による認定審査手続の追加
第108条	条例の規定に違反した場合の50万円以下の罰金

出典：「景観法アドバイザーブック」（国土交通省）

(1) 主な検討内容

1) 現行計画の検証・評価

- ・ 現行の計画が、再エネ施設の景観誘導に有効に機能しているかを検証・評価します。

ポイント

- 「再エネ施設の立地状況」「実際の景観の変化」「住民の意識」など、複数の側面から検証します。
- 検証結果を総合的に評価して改定の方角につなげます。総合的な判断が必要となるため、条例で位置づけた景観審議会等において、有識者や市民等によって議論されるケースが見られます。

●再エネ施設の立地状況（届出状況）

- ・ これまでの再エネ施設に関する届出件数や、立地の地域分布を確認します。
- ・ 既存の「工作物全般」としての届出対象行為の基準で、対応ができているかを検証します。

●実際の景観の変化

- ・ 既設の再エネ施設が、周辺景観と調和しているか、定点観測や現地調査により確認します。
- ・ 「山肌の露出」、「パネルの反射光」、「フェンスや架台の色彩」、「道路からの圧迫感」など、具体的な景観阻害要因を特定します。

●住民の意見の反映

- ・ 再エネ施設の設置に関して、住民からどのような意見や要望が寄せられているかを整理し、良好な景観の形成の観点から必要な行為の規制のあり方について住民の意見を十分に反映することが望ましいです。
- ・ どのエリアで再エネ施設の景観誘導が必要かを検討します。

●他法令の確認

- ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等、他法令による対応の可能性も考慮しつつ、景観法の活用を検討することが重要です。

2) 計画改定の枠組みの整理

・検証結果を踏まえ、どのように再エネ施設の景観誘導を行うべきか、改定の方向性を定めます。

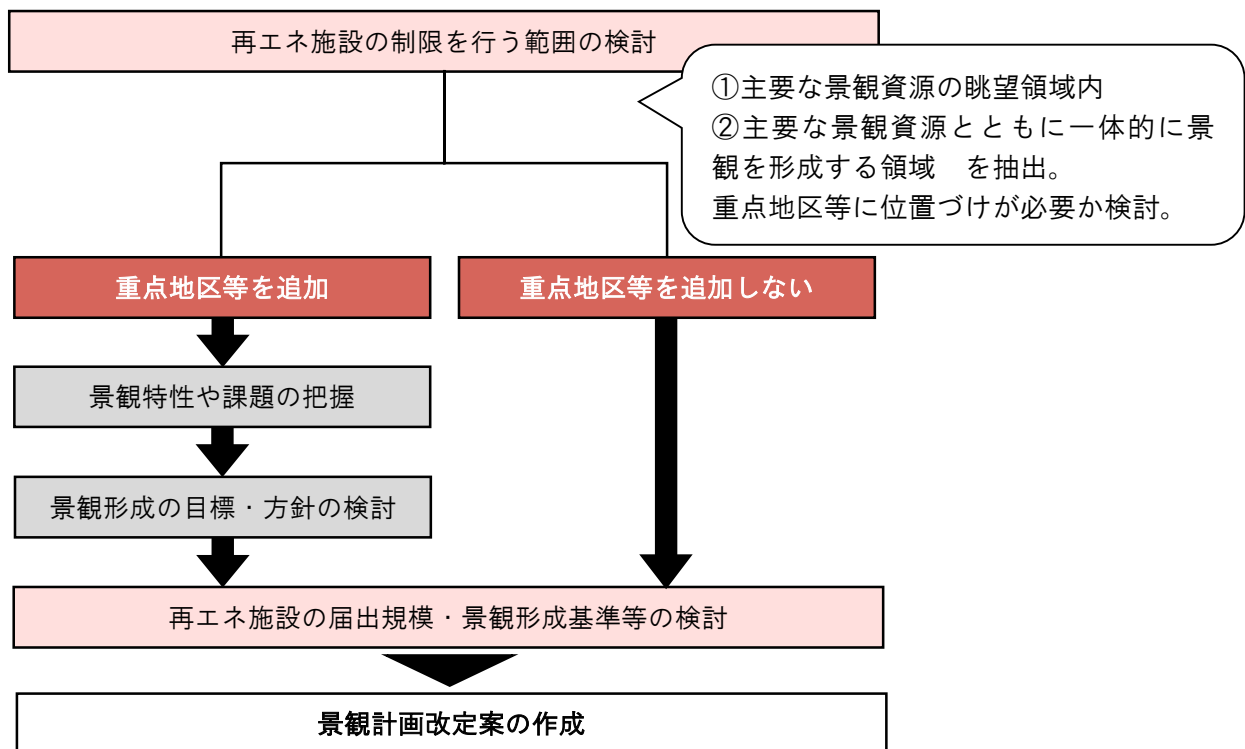
ポイント

- 早い段階でのアウトプットイメージを共有
- 改定までのスケジュールを策定

●早い段階でのアウトプットイメージを共有

・計画の改定を行う場合は、「なぜ改定するのか」「何を改定するのか」など論点や方向性をあらかじめ整理することが大切です。現行計画の構成をベースに、どの章の何を検討するのかなど、改定項目の概ねのアウトプットのイメージを共有しておくことで、その後の検討が進めやすくなります。

■改定の枠組み（アウトプットイメージ）の例



●改定までのスケジュールを策定

- ・計画の改定内容にもよりますが、検討開始から改定まで2年以上を見越しておくことも必要になります。
- ・また、計画の改定に合わせて条例の改定も行う場合には、庁内での法制担当部局との調整や議会への説明なども考慮したスケジュールを整えることが必要です。

3) 具体的な改定内容の検討

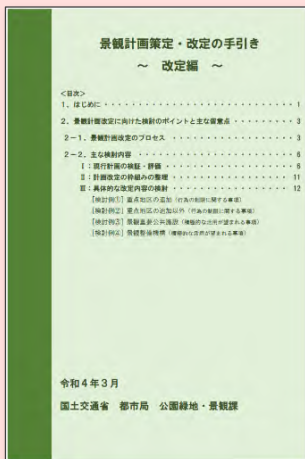
- ・太陽光発電設備特有の景観課題に対応するため、具体的な基準の追加・変更を検討します。

●再エネ施設の制限を行う範囲の検討

- ・本手引きの「3.再エネ施設に対応する景観法の制限」の「(1) 再エネ施設の制限を行う範囲」を参考に、具体的な区域の範囲を検討します。

<再エネ施設の制限を行う範囲を重点地区等に位置付ける場合のポイント>

- ・重点地区は地形地物にとらわれずに、地域の景観の特性を重視した範囲・境界を設定することができます。例えば、大切にしたい景観が広範囲である場合はエリア一帯を指定することもできますし、ある通りから見える街並み景観を重視するといった場合は道路に面する敷地の範囲を指定することもできます。また、眺望景観の保全を目的とした重点地区では、眺望点を頂点とした扇型の形状の区域とする例もあり、柔軟に範囲・境界の区域を設定することができます。



景観計画策定・改定の手引き
改定編

- ・「景観計画策定・改定の手引き改定編」P13～17を参考に、再エネ施設の制限を行う範囲として、重点地区の追加を検討します。

●再エネ施設の届出規模・景観形成基準等の検討

- ・本手引きの「3.再エネ施設に対応する景観法の制限」の「(3) 届出行為の基準の工夫」、「(4) 景観形成基準の工夫」を参考に、具体的・定量的な基準等を検討します。

(2) 庁内・住民・関係事業者との合意形成

- ・ 景観計画の改定を円滑に進め、実効性のある運用につなげるためには、各関係主体との丁寧な合意形成が不可欠です。
- ・ 景観法に定められた景観計画の策定手続きは、景観計画の変更の際にも準用されますが（景観法第9条第8項）、法定手続きを行うだけでなく、必要に応じて合意形成の取組を図ることでスムーズな改定につながります。

● 関係部局との合意形成

- ・ 再エネ施設は、環境影響評価法の環境影響評価手続、森林法の林地開発許可及び保安林の指定の解除、自然公園法の行為許可、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の事業計画認定に関わる手続等が必要であり、関係部局との連携を図り、積極的に景観配慮に関する情報共有を図ることが望ましいです。
- ・ また、トラブル防止の観点から、環境影響評価法や環境影響評価条例、森林法等の他法令に基づく事業着手前の手続の段階においても、景観法に基づく届出に係る行為の景観形成基準を事業者に向けて周知することが望ましいです。
- ・ 景観担当だけで改定作業を進めるのではなく、他法令を所管する関係部局によるワーキンググループを設置するなど、「他法令の許可基準との整合性」や「窓口連携のフロー」をあらかじめ調整することが重要です。

● 住民との合意形成

- ・ 再エネ施設の制限を行う範囲の検討にあたっては、市民参加によるワークショップや景観に関するアンケート等を地域の実情に応じて実施し、住民の意見を反映することが重要です。

● 関係事業者との合意形成

- ・ 突然の規制強化は地域の事業者からの反発を招きかねません。素案段階で説明会やパブリックコメントを実施し、十分な周知期間を確保することが望ましいです。
- ・ また事業者やメーカーに対し、新たに設ける基準（色彩のマンセル値や素材など）が技術的・コスト的に対応可能かヒアリングを行い、実効性を確認することも重要です。

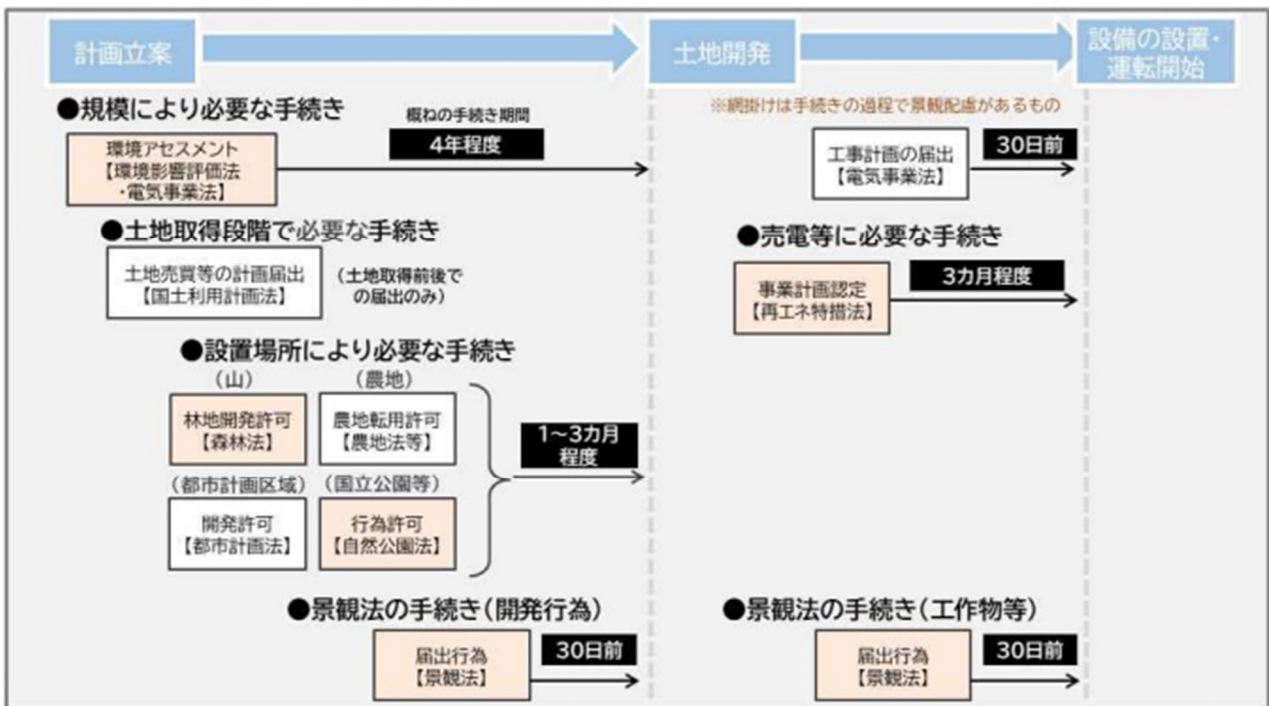
【参考(coming soon)】モデル景観計画の活用について

- ・ 本手引きでは、景観法を活用した再エネ施設の制限の設定方法について解説してきました。しかし、いざ実際の計画づくりや条例改正に取り組む際には、「どのような条文にすべきか」「具体的な数値基準をどう設定するか」といった実務的な課題に直面することと思われます。
- ・ 現在、国土交通省では、モデル景観計画の作成を行っております。
- ・ 準備ができ次第、モデル景観計画における、地域特性を踏まえたエリアのゾーニングやエリア別の景観形成基準、及び、改定プロセスを本マニュアルに掲載予定です。
- ・ 各市町村におかれましては、このモデル計画を積極的に活用し、地域の実情に応じた修正を加えることで、より実効性が高く、かつ迅速な景観計画の策定・改定にお役立てください。

5. 他法令との連携

- ・再エネ施設を設置するには、規模や立地等により、環境影響評価法の環境影響評価手続、森林法の林地開発許可及び保安林の指定の解除、自然公園法の行為許可、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の事業計画認定に関わる手続等、様々な法令に基づく手続きが必要となります。
- ・各種手続きを工夫し、他法令や庁内他部署との連携による「パッケージ規制」を行うことで、より実効性の高い景観誘導を図ることができます。

■再エネ施設の設置に関する手続きフロー



出典：景観計画・まちづくりの質向上アイデア集（国土交通省,R5.3）

6. 参考資料

景観計画の活用に向けた自治体アンケート調査結果

項目	調査内容
調査目的	全国の自治体における再生可能エネルギー設備に関する課題発生の有無や、当該設備および課題への対応状況を把握するため
調査対象	景観計画策定済みの都道府県または市区町村
調査手法	Microsoft Forms による回答 または Microsoft Word による回収
調査期間	【一次調査】 2025年8月中旬～2025年9月5日、2025年9月25日～2025年10月10日 【追加調査】 2025年10月30日～2025年11月10日
調査項目	【一次調査】 ○再エネ施設における景観配慮について 【追加調査】 ○再エネ施設に関する課題と対応状況
回収結果	回答数 630 ※景観計画策定済み自治体（令和7年3月31日時点）675のうち628自治体が回答、加えて策定中である2自治体の回答を採用

1) 【一次調査結果】

●基本情報

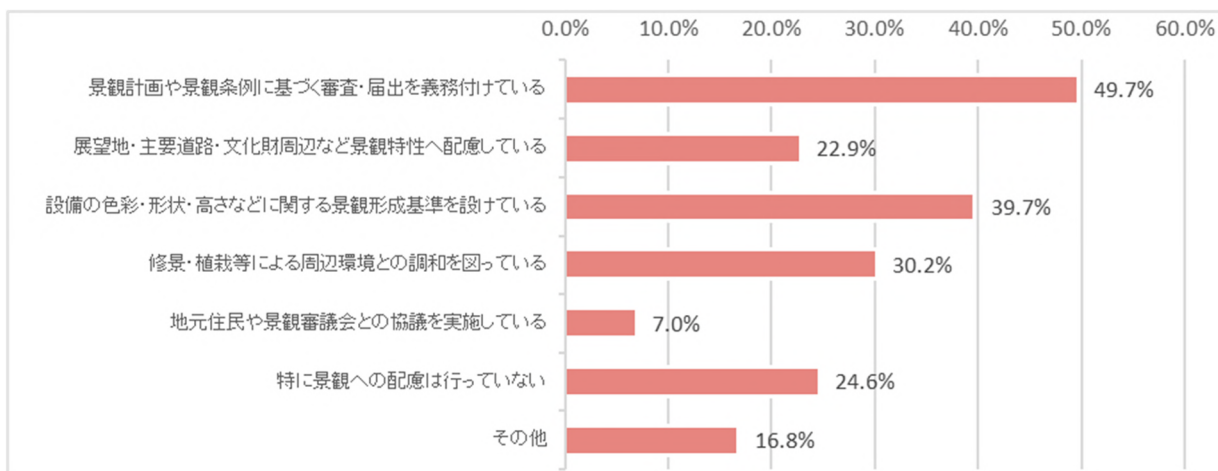
・基本情報のうち、都道府県別の回答数の状況は以下の通りである。

都道府県	回答数	都道府県	回答数
北海道	25	滋賀県	12
青森県	9	京都府	10
岩手県	10	大阪府	22
宮城県	6	兵庫県	12
秋田県	8	奈良県	8
山形県	7	和歌山県	5
福島県	6	鳥取県	5
茨城県	9	島根県	8
栃木県	15	岡山県	9
群馬県	22	広島県	7
千葉県	22	山口県	11
東京都	27	徳島県	5
埼玉県	11	香川県	6
神奈川県	24	愛媛県	19
新潟県	10	高知県	5
富山県	4	福岡県	18
石川県	7	佐賀県	6
福井県	10	長崎県	16
山梨県	24	熊本県	18
長野県	25	大分県	15
岐阜県	18	宮崎県	25
静岡県	28	鹿児島県	8
愛知県	16	沖縄県	26
三重県	11	計	630

●再生可能エネルギー設備の設置における景観配慮について

再生可能エネルギー設備の設置にあたり、景観への配慮を行っていますか。（複数回答可）

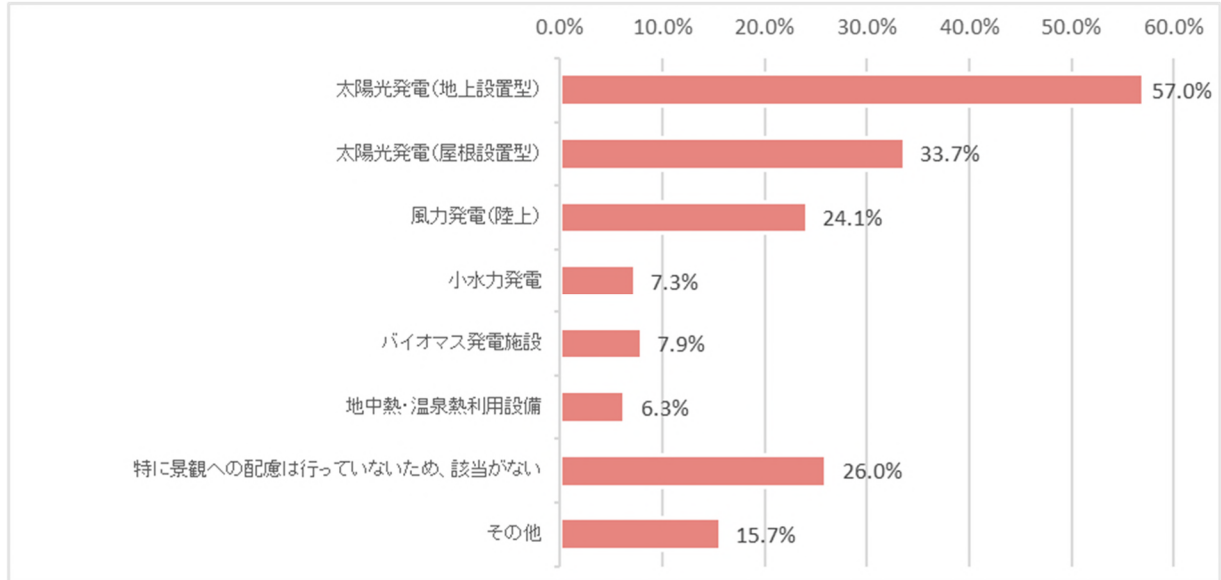
- 再生可能エネルギー設備の設置における景観への配慮の状況については、「景観計画や景観条例に基づく審査・届出を義務付けている」が313（49.7%）で最も多く、「設備の色彩・形状・高さなどに関する景観形成基準を設けている」が250（39.7%）、「修景・植栽等による周辺環境との調和を図っている」が190（30.2%）、「特に景観への配慮は行っていない」が155（24.6%）、「展望地・主要道路・文化財周辺など景観特性へ配慮している」が144（22.9%）、「地元住民や景観審議会との協議を実施している」が44（7.0%）である。



回答選択肢	回答数	割合
1 景観計画や景観条例に基づく審査・届出を義務付けている	313	49.7%
2 展望地・主要道路・文化財周辺など景観特性へ配慮している	144	22.9%
3 設備の色彩・形状・高さなどに関する景観形成基準を設けている	250	39.7%
4 修景・植栽等による周辺環境との調和を図っている	190	30.2%
5 地元住民や景観審議会との協議を実施している	44	7.0%
6 特に景観への配慮は行っていない	155	24.6%
7 その他	106	16.8%
標本数(n)	630	-

景観配慮を行っている再生可能エネルギー設備の種類は何ですか。(複数回答可)

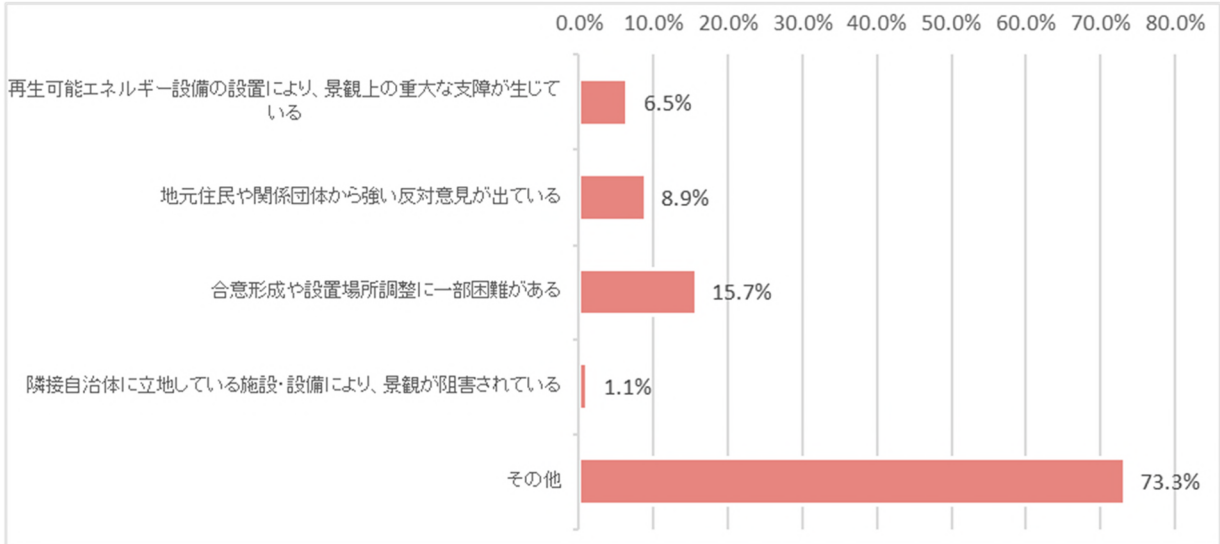
・景観配慮を行っている再生可能エネルギー設備は、「太陽光発電(地上設置型)」が 359(57.0%)で最も多く、次いで「太陽光発電(屋根設置型)」が 212(33.7%)、「風力発電」が 152(24.1%)、「バイオマス発電設備」が 50(7.9%)、「小水力発電」が 46(7.3%)、「地中熱・温泉熱利用設備」が 40(6.3%)である。



	回答選択肢	回答数	割合
1	太陽光発電(地上設置型)	359	57.0%
2	太陽光発電(屋根設置型)	212	33.7%
3	風力発電(陸上)	152	24.1%
4	小水力発電	46	7.3%
5	バイオマス発電施設	50	7.9%
6	地中熱・温泉熱利用設備	40	6.3%
7	特に景観への配慮は行っていないため、該当がない	164	26.0%
8	その他	99	15.7%
	標本数(n)	630	-

再生可能エネルギー設備について、景観影響に関する課題が発生していますか。(複数回答可)

・景観影響に関する課題は、「合意形成や設置場所調整に一定困難がある」が99（15.7%）で最も多く、「地元住民や関係団体から強い反対意見が出ている」が56（8.9%）、「再生可能エネルギー設備の設置により、景観上の重大な支障が生じている」が41（6.5%）、「隣接自治体に立地している施設・設備により、景観が阻害されている」が7（1.1%）である。



	回答選択肢	回答数	割合
1	再生可能エネルギー設備の設置により、景観上の重大な支障が生じている	41	6.5%
2	地元住民や関係団体から強い反対意見が出ている	56	8.9%
3	合意形成や設置場所調整に一部困難がある	99	15.7%
4	隣接自治体に立地している施設・設備により、景観が阻害されている	7	1.1%
5	その他	462	73.3%
	標本数(n)	630	-

2)【追加調査結果】

●回答状況及び調査の全体像

- ・追加調査は、アンケート自治体のカテゴリズ（以下①～③）ごとに実施・集計を行った。
- ・カテゴリズに基づき、調査の全体像を提示。

アンケート自治体のカテゴリズ

- ① 景観計画を策定しており、再エネ施設に関するトラブルを認識している自治体
- ② 景観計画を策定していない自治体
- ③ 景観計画を策定しており、再エネ施設に関するトラブルを認識していない自治体

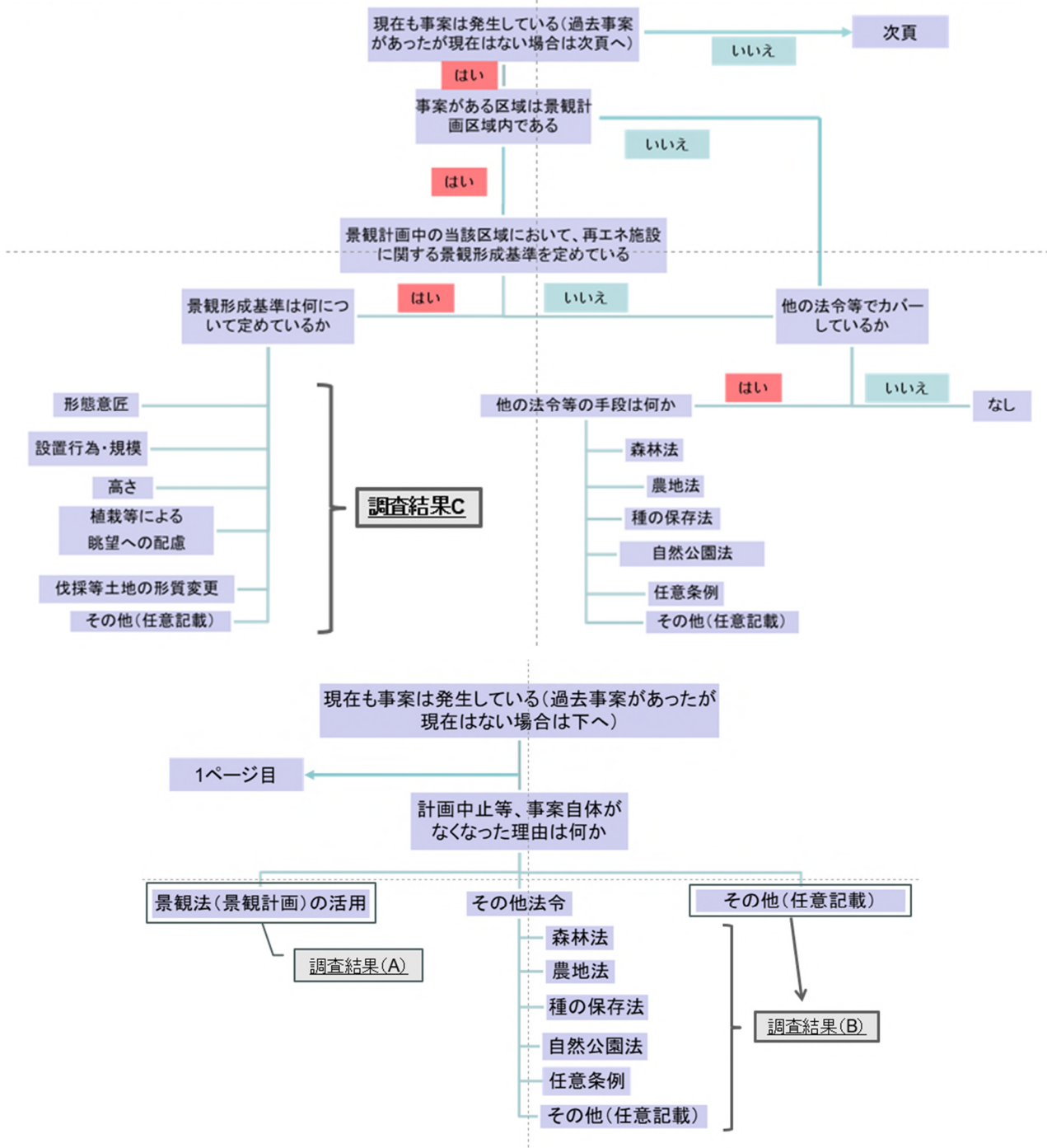
⇒景観計画に再エネ施設に関する何らかの規定を設けることで、トラブルを防ぐことができたことを示すため、①～③の自治体を対象とする

全国1741自治体					
↓					
景観計画策定済自治体 (676※)				景観計画未策定自治体 (1065) (②)	
回答あり (631)			回答なし (45)		
課題あり (①) 251自治体		課題なし 380自治体		課題なし見込み 45自治体	
		└──┬──┘			
		③			
回答あり 138自治体	回答なし 113自治体	回答あり 158自治体	回答なし 267自治体	回答あり 461自治体	回答なし 604自治体

※景観計画策定中の2自治体を含む

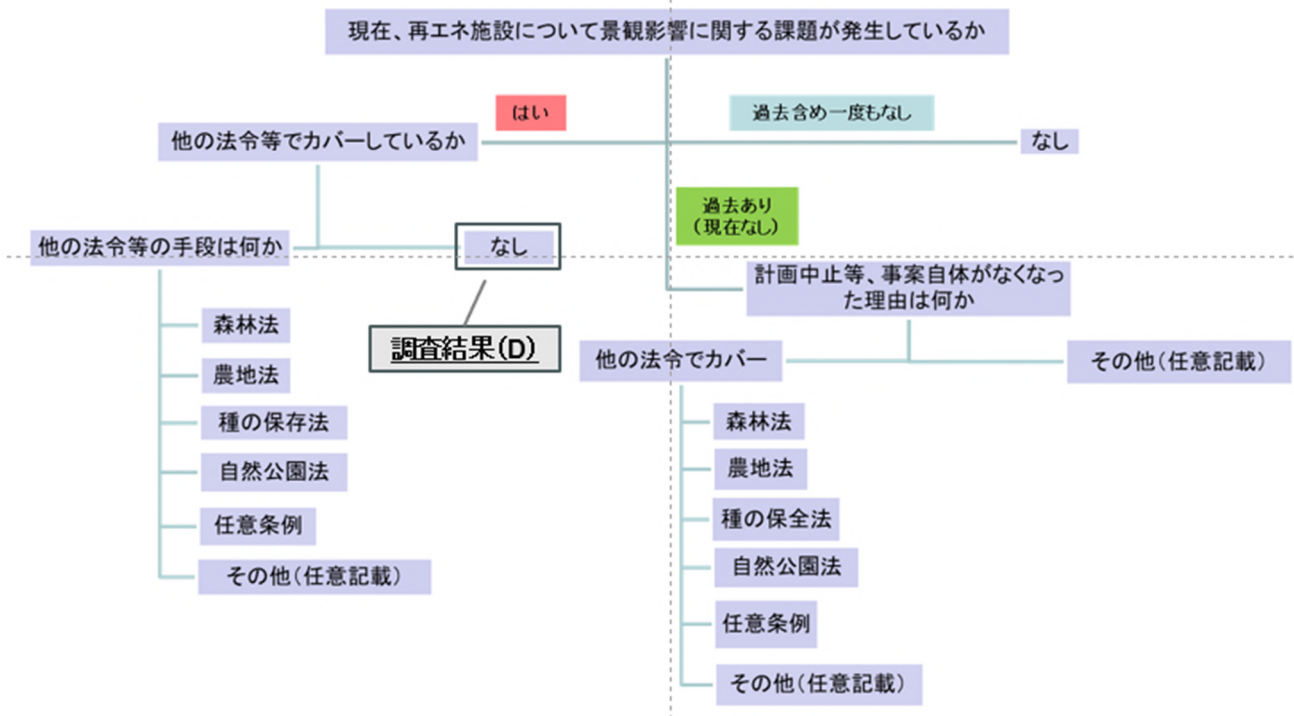
自治体①へのアンケートフロー

対象：景観計画を策定しており、再エネ施設に関するトラブルがある/見込まれる自治体



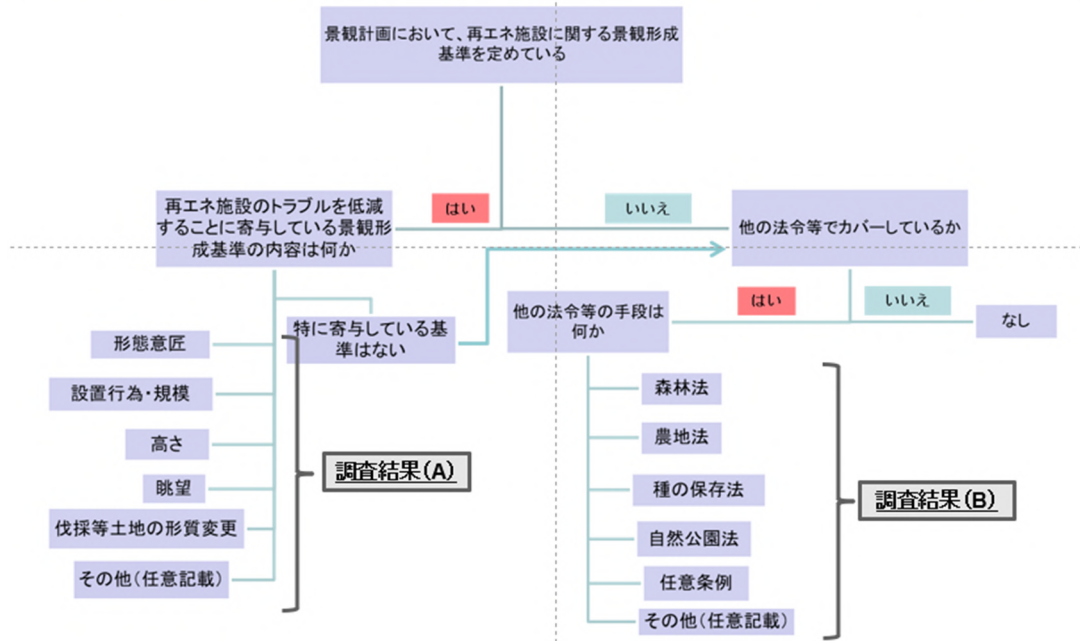
自治体②へのアンケートフロー

対象：景観計画を策定していない自治体



自治体③へのアンケートフロー

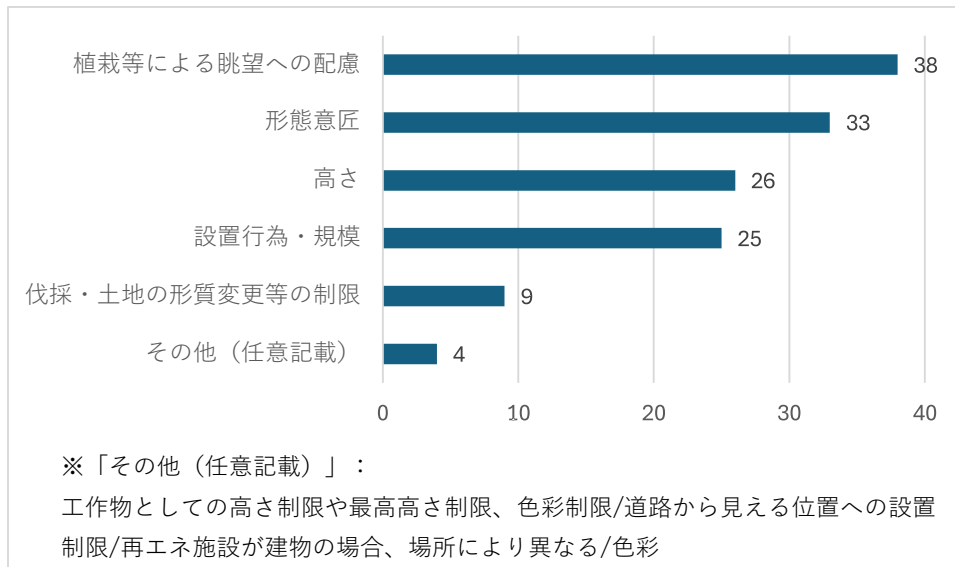
対象：景観計画を策定しており、再エネ施設に関するトラブルがない/見込まれない自治体



調査結果 (A)：再エネ施設起因のトラブルに対し、景観法で対応できた事例

- ・再エネ施設起因のトラブルに対し、景観法で対応できた事例について、「再エネ施設に対する景観形成基準として当てはまるもの」として、「植栽等による眺望への配慮」が38件で最も多く、次いで「形態意匠」が33件、「高さ」が26件である。

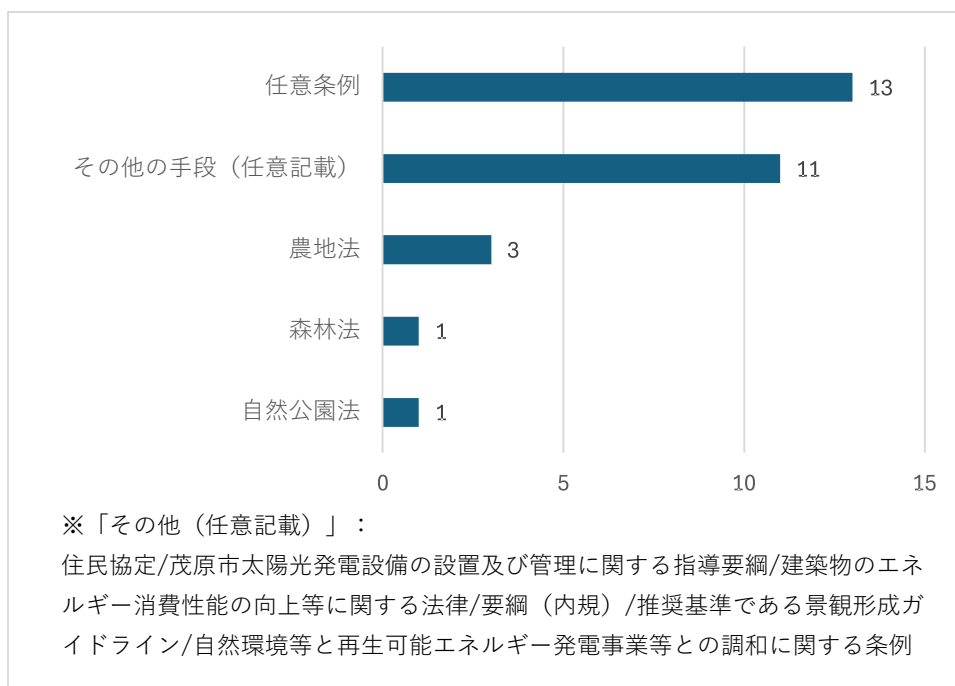
再エネ施設に対する景観形成基準



調査結果 (B)：再エネ施設起因のトラブルに対し、他法令等の活用により対応できた事例

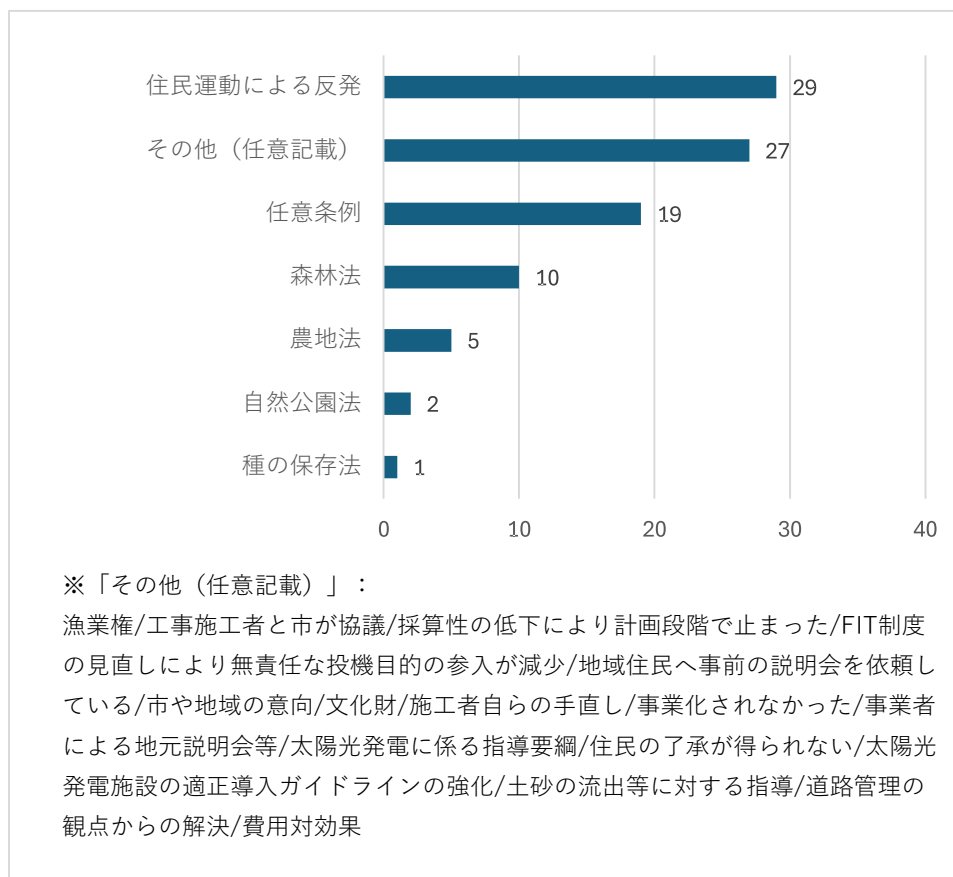
- ・再エネ施設起因のトラブルに対し、他法令等で対応できた事例について、再エネ施設に対する制限に関する景観法以外の以下の法令等の活用については、「任意条例」が13件で最も多く、次いで「農地法」が3件である。

再エネ施設に対する景観法以外の以下の法令等の活用



- ・「過去に発生した再エネ施設に関するトラブル等の事案が消滅したのは、以下のいずれが理由と考えられますか」という問に対しては、「住民運動による反発」が29件で最も多く、次いで「任意条例」が19件、「森林法」が10件である。

過去に発生した再エネ施設に関するトラブル等の事案消滅の要因



調査結果 (C)：景観法の活用はあるものの、景観法や他法令等でも対応できなかった事例

- ・再エネ施設起因のトラブルに対し、景観法の活用はあるものの、景観法や他法令等でも対応できなかった事例について、「再エネ施設に対する景観形成基準として当てはまるもの」として、「植栽等による眺望への配慮」が17件で最も多く、次いで「形態意匠」が13件、「設置行為・規模」が12件である。

再エネ施設に対する景観形成基準

